

第三節 郷庄と村

1 郷庄と村切り

西撰三郡 神戸市域は、旧国郡でいえば撰津国一二郡のうち西よりの有馬郡・菟原郡・八部郡の三郡と、の村々 播磨国一六郡のうち、東よりの明石郡・美囊郡（三木郡）の二郡に及んでいる。近世では、この二国五郡にわたる市域内に、二百を超える大小の村々が存在し、近世を通じてそれぞれが幕府・大名・旗本の支配を受けていた。

表21は、このうち撰津三郡の村高を郡別に表示し、その推移をみようとしたものである。各時期の史料は、それぞれ異なった目的のために作成されたもので、表示されている数字が当時の実態を十分に反映しているとはいい難い面もあるが、おおよその傾向を指摘することは可能であろう。これによれば村高の変動は、一七世紀を通じて五%増程度の八部郡で最も小さく、ついで菟原郡一〇%増、有馬郡五〇%増の順となっている。村高の変動は、有馬郡を除くと比較的小さいといえるが、各郡の特徴について、もう少し立ち入ってみておこう。

第三節 郷庄と村

表 21 摂津3郡の郡別村高・村数

年 代	有 馬 郡		菟 原 郡		八 部 郡	
	石 高	村数	石 高	村数	石 高	村数
慶長期(17世紀初頭)	石 29,218.000 [100]	70 (24)	石 11,187.400 [100]	46 (42)	石 17,580.770 [100]	37
正保期(1644年頃)	44,661.832 [153]	81 (28)	11,194.569 [100]	46 (42)	18,169.775 [103]	44
元禄期(1696年頃)	44,039.273 [151]	89 (36)	12,331.682 [110]	49 (44)	18,465.601 [105]	44

(注) []は指数, ()は市域の村数。

慶長期の石高は「慶長国絵図」、村数は「摂津一国高御改帳」による。後者は八木哲浩により元和期のものとされてきたが、有馬郡の村高は慶長15年検地以前のものである。

資料：西宮市立郷土資料館所蔵絵図、『兵庫県史』史料編近世1、『関西学院史学』

まず、村高の変動が最も小さい八部郡でも、慶長期から正保期の間（一七世紀前半）に、村数その他に若干の変動が見られることである。これは(1)下村、小部村がそれぞれ二カ村に分かれ、村切りが行われたこと、(2)従来は、兵庫地子、正直屋屋敷、兵庫川東、兵庫川西の四ブロックを、「高付け」すなわち行政的収取単位としてきたが、これを「兵庫」として一括したことなどによる。このことは、遅くとも一七世紀半ばまでに、八部郡村々の村切りが最終的に完了し、行政単位としての「兵庫」が成立したことをうかがわせる。

次に菟原郡では、正保郷帳の村数が四六カ村、元禄郷帳の村数が四九カ村と、一七世紀後半に、村高の増加に伴って村数も三カ村増えている点が注目される。これは、村切りによるものではなく、徳井村の枝郷新田村が「東明村」として独立したこと、同様に「小野新田村」「浜芦屋新田村」が新たに成立したことによる。これらの新田村は、いずれも南部海浜地帯に位置している点で共通しており、この地域の新田開発の特徴の一端を示している。

こうして摂津二郡では、近世的行政村の成立が、一七世紀前半に村切りを完了した八部郡、ついで一七世紀後半の南部新田村の独立

表 22 有馬郡における村切り

(単位: 石)

慶長10年国絵図		正保期(1644年頃)		元禄国絵図			
市原村	198.370	市原村	154.000	岡村	318.503		
		岩谷村	150.000				
岩谷村	381.770	簾村	149.440			豊浦村	325.837
		柳谷村	205.520			有井村	411.497
吉尾村	700.400	吉尾村	407.480			下宅原村	561.304
		上小名田村	697.000			上二郎村	211.469
小名田村	700.400	下小名田村	470.000			下二郎村	469.391
		上宅原村	1,055.837			西尾村	229.841
*宅原村	1,065.500	下宅原村	718.763			結場村	199.522
		二郎村	690.860			田尾寺村	349.344
二郎村	426.090	中村	1,001.244	馬場村	222.537		
				中村	598.416	堀越村	129.3745
中村	598.416	下司村	614.330	岡場村	357.804		
				下司村	361.280	切畑村	127.1515

(注) *宅原村は「慶長国絵図」に見当たらないので村高は「摂津一国高御改帳」による。

資料: 西宮市立郷土資料館所蔵絵図、『兵庫県史』史料編近世1、柿衛文庫所蔵文書

を経た菟原郡と、順次進行したことがうかがわれる。

残る有馬郡で、慶長と正保期に村高が大幅に増加しているのは、第一節で述べたように、有馬豊氏による慶長検地の結果を反映していると考えられる。そこでこの点について、村切りの状況も含めてさらに詳細に見ようとしたのが表22である。これによると、二郎村、中村、下司村の村高は、慶長と正保期に一・六〇一・七倍になっている。さらに、小名田村、宅原村はそれぞれ二村に分村するとともに、同じく一・六〇一・七倍の村高を示しており、ここにも慶長検

地による増高が明瞭に示されている。また、有馬郡における村切りは、正保期以降にも、上宅原村(岡村・豊浦村・有井村に分村)、二郎村(上二郎村・下二郎村に分村)、中村(西尾村・結場村・田尾寺村・馬場村に分村)、下司村(堀越村・岡場村・切畑村に分村)などで引き続き行われており、八部・菟原両郡に比べて、村切りの完了が遅れた点を指摘できよう。

こうして幕藩領主支配という政治的な側面からは、旧来の郷庄は廃されて、村は行政上の単位として切り離され、大庄屋組などの新しい枠組も設定されたりしたが、旧郷庄としての結びつきがすべて解消されたわけではない。特に山野の利用、漁場の範圍、郷社の神事など、地域における生産や生活の面では、なお郷庄としての村々の結びつきが、有効な絆として維持された。

それは、慶長期の中一里山争論での山田庄と福原庄・上庄村々、寛文十年(一六七〇)に丹生山明要寺と山境を争った淡河庄村々などの庄内共通の入会慣行、あるいは都賀庄域の浦浜を一漁場として同庄に属していた大石・新在家村が入会い、東は郡家庄域の浦と、西は葺屋庄域の浦と境を接してそれぞれ漁場が維持されたという慣行、また八多神社と八多庄、長尾神社と上津畑庄、六条八幡神社と山田庄、慶明の八幡神社と平野庄、総社と伊川庄といった関係で、神事・祭礼を庄内村々が維持するという伝統などのなかにみられた。

明石・美囊

両郡の村々

次に市域を含む播磨二郡の場合を採りあげてみよう。まず石高の推移からみれば(表23)、両郡とも正保期から元禄期へかけての一七世紀後半に八〇九%の増加をみているし、村数においても増加の傾向は明瞭で、特に明石郡で著しい。

この石高の増加は、池田輝政の慶長検地のような「打ち出し」によるものではなく、むしろ開墾による耕

表 23 明石郡・美褒郡の石高村数の推移

	明 石 郡		美 褒 郡	
正保郷帳(正保3) (1646)	石 48,387.54 [100]	*117村 (82)	石 37,687.06 [100]	136村 (14)
元禄郷帳(元禄15) (1702)	52,401.446 [108]	149村 (109)	40,975.39 [109]	155村 (17)

(注) []は指数, ()は市域の村数。
*「高なし」と記された日輪寺・転法輪寺・太寺・明王寺を含む。
資料：龍野市立図書館所蔵文書

立によっている。
村切りの例を市域に即して整理したのが表24で、明石郡で二例、美褒郡で三例、いずれも二村に分割されている。
新田村の成立は、明石郡西部の段丘上にあたる印南野台地や、南部の中低位段丘上で顕著にみられた。地

地増加を基本にしており、村数の増加の方は、いわゆる村切りと新田村の成

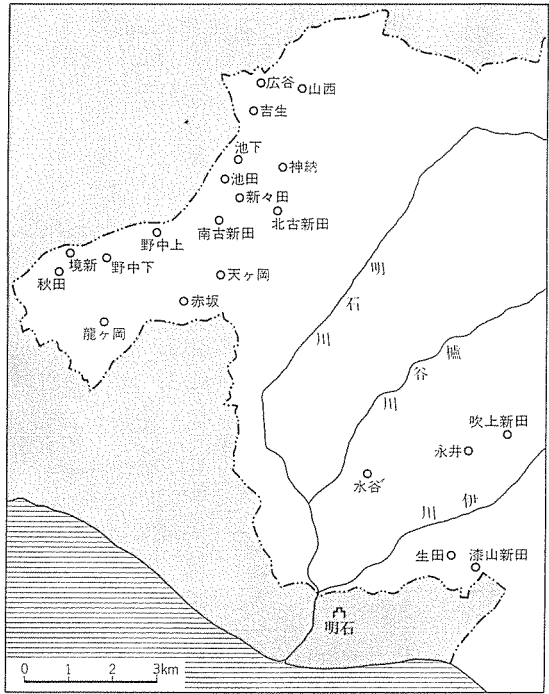


図 7 元禄郷帳にみえる正保以後の明石郡新村

第三節 郷庄と村

表 25 元禄郷帳にみえる正保以後の明石郡の新村

	新 田 村	石 高
1	西垂水新田村	66.849
2	漆山新田村	186.676
3	吹上新田村	35.504
4	疊谷新田村	77.002
5	北古新田村	286.549
6	南古新田村	216.377
7	新々田村	233.474
8	生 田 村	146.287
9	永 井 村	72.588
10	水 谷 村	188.423
11	秋 田 村	104.484
12	龍ヶ岡村	286.165
13	赤 坂 村	203.652
14	野中上村	159.317
15	野中下村	119.448
16	境 新 村	14.967
17	天ヶ岡村	105.868
18	神 納 村	50.965
19	池 田 村	82.92
20	池 下 村	137.873
21	吉 生 村	12.83
22	広 谷 村	69.962
23	山 西 村	18.001

資料：龍野市立図書館所蔵文書

期、まず郡南部（主に明石市）から始まったといわれるが、地域の神出・岩岡などでの開発は、それより少し遅く、この地の新田が、検地・高入れを経て、

形上地下水が深く、粘土質あるいは砂利質の悪土で開墾は厳しかったが、正保～元禄期に、三〇の村が新たに成立している。このうち、市域に属するのは二三カ村（表25）で、その主な部分を図示したのが図7である。伊川谷・大蔵谷のほか、神出・岩岡の地に多くの新田村が誕生したことがわかる。その新田村では溜池を造成して水利を図ったが、用水は乏しく、開墾地の多くは畑であった。当然用水確保の願望は強く、明石川・伊川の水を導く掘割が造成されるようになったが、その経緯は後述にゆずる（142頁）。

近世前期のこうした台地の開発は、明石藩によって寛永末

表 24 明石郡・美囊郡における村切り

(単位: 石)

	正 保 郷 帳	元 禄 郷 帳
明石郡	開発村 727.44	東皆発村 331.209 下皆発村 396.231
	新方村 726.956	新方村 563.42 池野村 163.536
	下 村 682.216	西下村 329.551 東下村 352.665
美囊郡	中村町 772.893	中 村 153.507 淡河町 619.386
	萩原村 673.49	南萩原村 332.12 北萩原村 341.37

資料：龍野市立図書館所蔵文書

表 26 天和 2 年 (1682) 野中村の
新田畑検地

区 分	面 積	分 米	斗代
下 田	反 4. 12	石 0. 308	斗 7. 0
下々田	16	0. 032	6. 0
上 畑	1. 5. 20	0. 940	6. 0
中 畑	31. 1. 17	17. 116	5. 5
下 畑	137. 8. 12	68. 920	5. 0
下々畑	21. 1. 16	9. 539	4. 5
屋敷	30. 1. 12	18. 084	6. 0
合 計	222. 3. 15	114. 939	

資料: 「大岡家文書」

新田村として成立してくるのは、天和・貞享期である。

そのうちの一つ、播磨国明石郡野中下村の場合は、延宝年間に藩主本多政利の命によって開発が進められたと伝え、貞享三年(二六八六)に新田畑の検地が行われており、享保十九年(一七三四)の「差出扣帳」によれば、村高は一三九石四七六、田三町五反一步、畑二五町一反七畝一三步、池三カ所(秋田村立倉)、家数六九軒の村であった。しかし、同村全体の平均年貢率は二五%と極めて低く、田畑平均石盛も四斗八升六合という低さであり、開発地の

厳しい耕作状況がうかがえる。

また、野中村の天和二年(一六八二)「新田畑検地帳」によっても(表26)、開発された土地は、反当たり収穫量が五斗の下畑が全体の六割を占め、田は下田・下々田をあわせても一%にも満たないわずかなものであった。開発されたのは圧倒的に、斗代五斗前後の下畑・中畑であったといえよう。これは、ほぼ同時期の延宝検地による摂津国の下畑・中畑の平均的斗代(八斗〜一石二斗)を大きく下回っている。

2 村社会の様相

板宿村の 次に、こうして成立した村々の内部に目を転じてみよう。成立期の近世の村が、決して対等な

村民構成 本百姓だけで構成されていたわけではなく、その内部に多様な村内諸身分があり、農民相互の階層差も大きく開いていたことは、すでに指摘されて久しい。ここでは、そのような農民諸階層の具体的な在り方について、尼崎藩領の八郡板宿村を例に考えてみよう。

板宿村は、近世の村でいえばほぼ中規模の平均的な村である。この村に残されている寛永二十一年（一六四四）の「吉利支丹誓紙帳」は、家ごとに宗旨と旦那寺を書き上げたもので、後の宗門改人別帳にあたる。これによると、当時の板宿村は家数四三軒、人口一七六人の村であったが、このうちの八軒は下人の家であり、さらにこれに、家なしの下人一家族を加えると村内に九家族三三人の下人の存在がみとめられる。下人とは、一般的に主家に隷属する農民のことで、一七世紀半ば頃の板宿村では、そのほとんどが家持下人となっていたことがわかる。さらに四二年後の貞享三年（一六八六）の「宗門并家数人数御改帳」からは、尼崎藩支配下の村民構成をみるができる。

表27は、板宿村内の身分別家数を示したものである。村が四六軒の本役人の家を中核としつつも、半役人・隠居・ありきなど多様な身分の農民によって構成されていたことがわかる。このような村内身分は、寛永十二年、青山幸成が遠江掛川（静岡県掛川市）から尼崎に入封して以後、尼崎藩領で実施されたものであり、

表 27 貞享3年(1686)板宿村の村内身分

身 分		家 数
庄 本 半 隠 後 あ	屋 人 居 家 寄 居	1軒
	役 人	46
	役 後	3
	あ り	5
		3
		1
合 計		59軒(327人)

資料：「秋宗家文書」

棟を設けて住んでいたのが隠居である。長男にあとを譲った親が、二、三男とともに別棟に移って居住し、親が死ぬと二、三男の家族が隠居身分を継いだ。その意味で、隠居は血縁分家を指す語であるとされる。隠居は、直接領主に対して夫役を負担する義務を持たなかったが、一応、本家とは別個の農業経営を行っていた。これら村内諸身分のうち、庄屋と「ありき」には、年間庄屋給として米二石、ありき給として一石二斗が村から支払われている。ここにみえる「ありき」はいわゆる「あるき」とみられ、村の公的諸雑事にたずさわっていたと考えられる。

下人の存 ところで、表27には示されていないが、板宿村五九軒のうち、七軒の家には下人二七人が抱え在形態 られている。先に述べたように、この村の下人のほとんどは、寛永二十一年当時、すでに家持

であった。したがって、この貞享三年当時の下人の多くも家持であったと考えられる。しかし、それにもかかわらず、下人は五九軒の百姓身分の家の家内人数の中に含まれており、自立した農民とは見なされてい

創設当初は次のようなものであったという。本役人・半役人とは年貢だけではなく屋敷地単位に課される夫役をも負担する身分の家である。夫役には近世初期の戦陣に召し連れる陣夫役をはじめ築城や道路・堤防などの普請人足などがあり、本役人は一軒前、半役人は半軒前の夫役を負担した。夫役負担者は一五〜六〇歳の男子であり、尼崎藩では少なくとも元禄末期頃までは宗門改帳に一五〜六〇歳の男子の人数を書き出させている。次に、役負担農民の屋敷地内に別

第三節 郷庄と村

表 28 貞享3年(1686)板宿村の下人・奉公人

主 家		下 人		
名 前	身 分	人数	下 男	下 女
甚右衛門	本役人	2人	①20歳(9年季)	②23歳
清十郎	〃	1	②21歳	
庄太夫	〃	5	③34歳 ④16歳	⑤37歳(③の女房) ⑥ 2歳 ④23歳
惣左衛門	〃	6	⑤57歳 ⑥22歳 ⑦12歳	⑤49歳(⑤の女房) ⑥23歳 ⑦ 9歳
平三郎	〃	3	⑧17歳	⑧41歳 ⑨11歳
庄三郎	〃	5	⑨31歳 ⑩ 6歳 ⑪ 3歳	⑩25歳(⑩の女房) ⑪67歳
久左衛門	庄屋	5	⑫49歳 ⑬ 5歳 ⑭19歳(8年季)	⑫39歳(⑫の女房) ⑬27歳
合 計		27人	14人	13人

資料:「秋宗家文書」

家族を構成する譜代下人であ
単身の年季奉公人ではなく、
しかも、下人のほとんどが、

と考えられる。
先祖の代からの下人であった
季の記載がなく譜代、つまり
元の村にあることになってい
るが、残る下人はいずれも年
判、親方にて仕り候」とある
ように、宗盲人別の台帳は親

いことは注目される。
こうした下人の在り方を検討するために作成したのが、表28である。二十七人の下人は、甚右衛門以下七人の農民に抱えられているが、その抱え主である主家は、庄屋と本役人のみである。このうち、甚右衛門の抱えている二〇歳の下男、久左衛門の抱えている一九歳の下男が、それぞれ九年季、八年季の年季奉公人であり「宗旨判、親方にて仕り候」とある

ることは、下人の年齢構成からも推定される。たとえば、庄三郎の下人五人は、三一歳の下男を中心に、その母(六七歳)、女房(二五歳)と子供(六歳・三歳)から成り、惣左衛門の下人六人は、五七歳と四九歳の夫婦と、その子供(二三歳・二二歳・一二歳・九歳)であったとみて間違いあるまい。下人は、このように家を持ち家族を構成していたが、家は主家の屋敷地内の別棟である場合が多く、そのため、領主に対して直接に夫役を負担する義務がなかった。また、自らの保有地を持っていることもあるが、持たないことも多く、概して自立的な農業経営を営むことは困難であった。彼らが、領主権力から自立的な農民と見なされなかった理由も、これらの点に求められる。

また主家と下人家族との関係については、板宿村の例ではわからないが、近村の白川村の例によれば、主家は下人の子が生まれると、米・味噌を与え、その後毎年「仕着」として衣服を給している。下人の子が一人前になると、少しずつ新田を開かせて分与し、下人の物領には親の跡を継承させ、二番目の子には家を建てて与えることになっていったようだ。そのため、三〇歳くらいまでは「給米渡さず」とあり、下人が無給で主家の田畑での労働に従事していたことがわかる。

もう一例、一七世紀後半の農民構成を知るために示したのが、表29の坂本村の階層構成である。坂本村は、丹生山田の山麓に位置し、村高一四一石余のやや小規模な村で、持高一〜三石の小高

表 29 延宝8年(1680)八部郡(山田)坂本村の階層構成

持 高	家 数
10石以上	3軒
7~10石	4
5~ 7	2
3~ 5	7
1~ 3	16
1石未満	1
無高(水呑)	9
合 計	42軒(165人・牛16匹)

資料：「田中家文書」

持農民の層が最も多い。この村には、全戸数四二軒のうち、九軒の無高・水呑と呼ばれる零細農民がいる。延宝八年（一六八〇）の記録ではこの無高の農民は、いずれも家族を構成し家を持つてはいるが、その肩書には例外なく「この分源兵衛へ入」「この分惣兵衛へ入」などと記されている。これが、源兵衛や惣兵衛の家人数に入れるという意味か、小作米を源兵衛や惣兵衛に入れるというような意味か定かではないが、いずれにしても、源兵衛（持高一石余）、惣兵衛（持高約一〇石）などの上層農民との間に一定の隷属関係があったものとみられる。

このような板宿村の家持下人も、坂本村の無高・水呑も、呼称こそ違え、いずれも家を持ち、単婚家族を構成しながらも、なお主家への隷属的な一面を持つという点で、実質的には同じ階層に属する零細な小農民であったといえよう。近世の村は、こうした隷属的な小農民を含み込んで成立したのであり、これら小農民がその隷属関係から自立して、村の実質的な構成員として成長していく過程を、その後の近世の村の展開における一つの道筋として見通すことができよう。

村の機構

近世の村は前述のように、領主支配の単位として行政的に設定された側面をもっている。その点から村役人、五人組制、寺請制など近世独特の村の機構をとりあげてみよう。

近世の村の運営にかかわる行政や自治の中心的役割を負ったのが庄屋である。もちろん旧郷庄期より、村を束ねる必要から、有力農民の長百姓が存在し、そうした役割を担っていたから、幕府はそれを庄屋として村支配の拠点に位置づけ、その任免を代官に掌握させた。初期の年貢免状にみえる表記でも「庄屋百姓中」とあり、村役人としては庄屋がまず置かれたといえる。庄屋を補佐する年寄、村民の代表として監察的な役

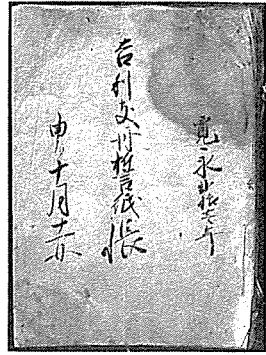


写真 31 寛永21年板宿
村「吉利支丹誓
紙帳」(表紙)

割を負ったという頭百姓(百姓代)は延宝年間にみえ、以後この三役が近世を通じて、村役人として村政の要となった。

五人組はおよそ五戸を基準に組み合わせ、うち一戸を組頭として、治安の維持、年貢の完納などを期した相互連帯組織で、幕府が寛永十四年に定めた「郷中御条目」では、「此れより以前仰せ出され候五人組いよいよ念を入れ相改むべき事」とし、

毎年五人組帳を作成し、提出させた。寛文十一年(一六七二)の西小部村五人組帳控は首部を欠くが、前書には禁制や生活規範が列記され、毎月二日に村中残らず寄り合い読み聞かせ、油断なく「吟味」することを請け合う形で、庄屋一人年寄二人を筆頭に、以下五人ずつ九組、合計四八人が連判し、宛先に代官五味藤九郎の名前が記されている。同村の戸数は寛保三年(一七四三)で無高を含んで四七戸であるから、この連判は全戸に当たるとみられる。

またキリスト教の禁止については、幕府は、元和三年(一六一七)の武家諸法度にその禁止を載せ、寛永十二年以後は繰り返し領内での取締りを命じている。板宿村に残る寛永二十一年の「吉利支丹誓紙帳」では、前文に「我等儀ぎりしたんにて御座なく禪宗にて御座候」に始まり、後にもしこの旨に違えば、ゼウス・パレン・聖マリアその他の罰を被り獄所の苦患に責められ浮かばれないであろうという意味の「転び」起請文と同じ文言の誓紙を記し、一家ごとに家族の名を連ね、村役三人が署名し、宛名は尼崎藩の役人とみられる桑村・石井の両名になっている。初期はこうした誓紙の形式をとって宗門改めが行われた。

寛文四年幕府は改めて、毎年領内での宗旨改めを命じ、とくに藩には役人を設置するよう指示した。一方寺門に対しては、すでに「宗門旦那請合之掟」を定め、キリスト教、悲田派・不受不施派（ともに日蓮宗の一派）の三宗旨を禁じ、檀家のうち「正法に紛れなき者」については、その寺の請帳に印証して提出するよう、諸宗役寺を通じて命じており、こうしていわゆる寺請けの仕法が一般化されていった。

先の板宿村の貞享三年改帳では、「板宿村宗門并家数人数御改帳」と題され、一家ごと名前・年齢・夫役負担状況（本役人・半役人の別）、五人組編成まで記載し、旦那寺が請判して小笠原ら四名の宛名とし、さらに庄屋・年寄が請判して小笠原ら三名の宛名、そのうえ郡右衛門（大庄屋）が請判して同じく小笠原ら三名の宛名が記入されている。この時期板宿村は尼崎藩領であったから、小笠原らは藩の宗門奉行であり、藩では奉行を村に派遣して人別改めを実施し、三段階の請判を経るといふ嚴重さで改帳を提出させたのである。幕府領では宗旨改帳と五人組帳はそれぞれ別に作成され、大庄屋制がないので、寺と村役人の二段階の請判となっている。

一村すべて同宗旨で同じ寺の檀家という場合もあったが、そうでない場合ももちろんあった。たとえば岡本村の場合は、村民の宗旨は三宗派に分かれていて、(1)禅宗の一戸は村内にある宝積寺だけで同村に檀家はなく、(2)浄土宗の一〇五戸は村内にある光明寺の檀家、(3)一向宗の二〇戸は、そのうち一〇戸が隣村田中村にある安念寺の、六戸が西青木村西林寺の、残る四戸が田辺村常光寺の檀家である（戸数は文政十一年（一八二八））。宗旨改めは村単位で行われたので、岡本村では「宗旨人家御改帳」は宗旨ごとに毎年三冊作成されている。

表 30 元禄14年(1701)須磨組17カ村の家数・人数・在村率

村名	家数	人数	一軒当り	在村者	在村率
1 北野村	51	293	5.7	291	99.3
2 生田宮	3	5	1.7	5	100.0
3 宇治野村	29	161	5.6	160	99.4
4 中宮村	6	45	7.5	43	95.6
5 坂本村	54	292	5.4	274	93.8
6 荒田村	39	219	5.6	215	98.2
7 長田村	148	698	4.7	672	96.3
8 板宿村	67	379	5.7	373	98.4
9 大手村	50	263	5.3	251	95.4
10 西須磨村	125	805	6.4	791	98.3
11 東須磨村	144	846	5.9	818	96.7
12 駒ヶ林村	228	1,138	5.0	989	86.9
13 西尻池村	31	143	4.6	139	97.2
14 東尻池村	141	688	4.9	664	96.5
15 走水村	34	193	5.7	185	95.9
16 二茶屋村	309	1,873	6.1	1,349	72.0
17 神戸村	291	1,621	5.6	1,311	80.9
合計	1,750	9,662	5.5	8,530	88.3

資料:「秋宗家文書」

村民の生業

同じ市域の村々でも、北部山間部の村と南部

海浜地帯の村とは、当然のことながら、人々の生活と村の在り方に差異が見られた。次に、元禄十四年(一七〇二)尼崎藩に提出された「須磨組村々宗門并家数人数御改惣寄帳」によって、南部の須磨組一七カ村の特徴をみておこう。

この一七カ村は、兵庫津を囲むような形で、その周縁部に位置する村々である。尼崎藩は、夫役徴収のために、

この調査を命じたものと思われ、家数・人数のほかに「所ニ有人」(在村者)の数、一五〜六〇歳までの男子の数なども書きあげさせている。

表30は、これら一七カ村の概要を示したものである。これによると、各村の家数・人数には大きな差が見られるものの、生田宮を除けば一軒当たりの家族数はおおむね五〜六人であることがわかる。これらの村の主たる産業が農業であることはいうまでもないが、農業以外の稼ぎもどうかがある。一七カ村中、家数・人数

ともに際立って多いのは、二ツ茶屋村、神戸村、駒ヶ林村の三村であり、いずれも海岸に臨む海辺の村である。しかも、この三カ村はいずれも在村率が低く、たとえば在村率七二%の二ツ茶屋村では、子供や女性も含めた全人口の四分の一以上の人々が村にいないことを示している。

このように村を離れている人々が、どこへ行っているのかをみようとしたのが、表31である。これを見ると、村を離れている人々の大部分が「他国上り」とされており、その多くは「船乗り」であることがわかる。二ツ茶屋村、神戸村、駒ヶ林村の船乗りの人数は、それぞれ五一九人、三〇六人、一四四人であり、その他の村々もあわせると須磨組には千人近い船乗りがいたことになる。これは全人数の一割強、成人男子の三二%にあたる。二ツ茶屋村・神戸村は近世を通じて所属廻船が多く、西廻り航路開設期から産物輸送に就航しており、この期でもその活発な活動がうかがえる。駒ヶ林村の場合は漁業が盛んで、季節によっては他国へ出漁することもあったが、船乗りとして活動した場合も考えられる。

また、村を離れている者の中には、船乗りの他に奉公に出ている者も少なからずいた。表31によれば、奉公先は武家・商家・農家など幅広い範囲にわたっているが、尼崎藩に対する中間奉公や家中の者への武家奉公に比べて、「町在奉公」と呼ばれる商家や農家への奉公の方が多い。また藩の領外より領内での奉公を優先する政策のあらわれか、領外へ出るよりも尼崎藩領内での奉公の方が主流であったことがわかる。とりわけこの時期は、領内の尼崎城下と兵庫への奉公が目立ち、農村奉公人の数はそれほど多くなっていない。また、東須磨村の大工九人、坂本村の船大工一人など、職人が他国へ出向いている点も注目される点である。

このように、元禄期の須磨組村々の特徴は、農業生産だけに依拠するのではなく、多くの人々（基幹労働力たる成年男子）が絶えず領外とも往来しており、とりわけ成年男子の三人に一人が「船乗り」であることに顕著に認められよう。

皮多村の次に、近世における村の成立の問題として、皮多村について述べておきたい。皮多と呼ばれる人々の居住村落の中には、すでに中世から、たとえば下級神人や芸能民をはじめ多様な起源をもつ賤民の居住地として、近世の皮多村に連なっていた例も見ら

須磨組 17カ村の奉公人と船乗り

(単位: 人)

千石夫	家中奉公	領町 在奉公	内 在奉公	他 町在奉公	領 公	他国上り	行方不明	在村者	合 計
		町	2					291	293
								5	5
						船乗	1	160	161
		半季	1	1				43	45
1		半季	10	3		船大工 船乗	1 2	274	292
		町	1	町・半	1	船乗	2	215	219
1	4	町	4		7	大坂上	1	672	698
1		町	3			船乗	1	373	379
		町	6	町	2			251	263
		町在	10	町	1		2	791	805
1	5	町	8	町	1	大工 座頭	9 1	818	846
		町	1	町	4	船乗	144	989	1,138
					1	船乗	3	139	143
(1)	(4)		(10)		(1)		(7)	664	688
						船乗	8	185	193
		町	4			船乗	519	1,349	1,873
		町	3	町	1	船乗	306	1,311	1,621
5	13		63		23		1,007	8,530	9,662

第三節 郷庄と村

れる。また戦国大名が、軍事目的のために皮革を調達させたり、戦場の死者や死牛馬の処理をさせるために、皮多を一定の土地に集住させたことに起因する場合もある。しかし、死牛馬の処理、皮はぎや皮細工などに従事する人々を、広く「かわた」の語で表すようになるのは、その

後の豊臣政権期であり、さらに皮多と呼ばれる人々が職業や居所を固定化され、被差別身分として決定的に差別されるに至る方向性は、むしろ近世に入ってから、とりわけ一七世紀後半の幕藩権力の諸政策を通じて確定されたものと考えられる。

市域についても、すでに慶長国絵図に「かわた村」の記載が見られるが、その後も皮田村からの入植によって開拓された新田に新たな皮多村が成立している場合もある。これら市域における皮多村の存在については、元禄郷帳によってその概要を知り得るが、それ以前の戦国期から一七世紀前半までの、初期皮多村の実態を具体的に示すような史料は、ほとんど残されていない。そこでここでは、一七世紀半ば以降の幕藩権力の諸政策にみられる差別強化の特質を、市域皮多村の動向とかかわらせて、いくつか指摘しておきたい。

表 31 元禄 14 年 (1701)

村名	御中間	大蔵様御中間	兵部様御中間
	1 北野村		
2 生田宮			
3 宇治野村			
4 中宮村			
5 坂本村			
6 荒田村	6		2
7 長田村			
8 板宿村			
9 大手村	2		2
10 西須磨村			
11 東須磨村	2	1	
12 駒ヶ林村			
13 西尻池村		(1)	
14 東尻池村			
15 走水村			
16 二茶屋村			
17 神戸村			
合計	10	2	4

(注) ()は推定。
資料:「秋宗家文書」

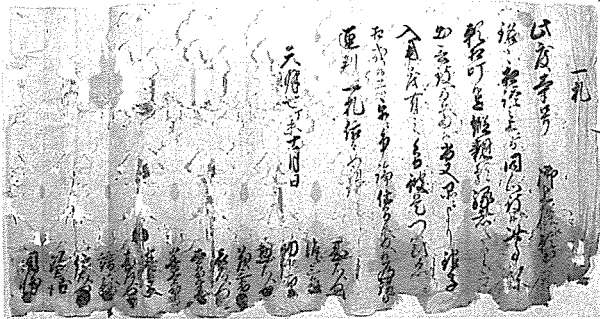


写真 32 寺号下付願いにつき約定書(部分)

一七世紀後半(寛文と元禄期)の領主政策として、従来から指摘されてきた第一の点は、宗門帳、検地帳、村明細帳などの作成にあたり、皮多の分を別帳にしたり、末尾に皮多分としてまとめるという形をとらせたということである。このことは、元禄十四年に尼崎藩に提出された、須磨組村々の宗門・家数・人数改めの目録が、須磨組一七カ村の家数・人数を集計した末尾に、三カ村にまたがって存在する八三軒の人々を、「皮多分」として別に記載していることに端的に示されている。近世の皮多の存在形態として、元禄郷帳に見られるように皮多村として村役人も有する独立村を形成する場合と、元禄期須磨組村々の例のように、村内の居住区は特定されながら、一つの行政村の中に含められる場合とがあった。

第二は、幕藩領主の寺院政策の中で、一七世紀後期以降、皮多村の寺や道場が、他の村々とは別に、中本寺(えた頭寺)の下に編成されていくことである。多くの皮多が帰依していた浄土真宗でも、寛文五年に寺の本末関係が制度化されて以来、皮多村の旦那寺は、本寺(西本願寺)下の中本寺の管轄下に置かれるようになる。市域でも元禄期に皮多身分の人々が京都の万宣寺に、播磨国明石藩領内の皮多村が京都の金福寺に、それぞれ編成されている例が見られる。また、さらに注目されるのは、皮多村の寺として、内末寺(道場)が存在したことである。内末寺とは、道場

を建立し、本寺から木仏や尊像などの安置を内々に認可されたものの、幕藩権力から公的には寺号を認められていない寺のことである。こうした内末寺が存在した背景には、新田皮多村など生産力の低い村が、成立当初に道場は建立したものの僧侶を養うことができず、そのために宗旨改めの手続きを独自に行うことができなかったこと、そのかわりに、村民はいくつかの近隣皮多村の寺に分属する形をとり、宗旨改めの手続きも、これら他村の寺に依存せざるを得なかったこと、などがあった。ここには、皮多村の寺が他の村々とは別に中本寺に編成されただけでなく、寺の中にも、独自に宗旨手続きを行い公式の寺号を持つ末寺と、宗旨手続きを独自に行う権限も、公式の寺号も認められていない内末寺とが重層的に存在していた複雑な状況が示されている。こうして、一七世紀末の元禄期頃には、皮多身分の人々を、本寺―中本寺―末寺―(内末寺)という、別の統制系列に編成する体制が、ほぼ確立したと見て間違いあるまい。

一般に元禄期は、中世以来の一部賤民層を表す言葉であった「穢多」という呼称が、幕藩権力により公称として、皮多身分の人々にも用いられるようになった時期であると言われる。このような呼称の変化に見られる、皮多身分の人々への、上からの賤視の強化は、これまで述べてきたような、諸帳面の作成に際して皮多身分の人々を別記、別帳化する方向、あるいは中本寺の下に別編成していく動向などとあいまって、元禄期に、皮多身分の人々を居所・職業・身分一体のものとして掌握し差別する体制を確立させることになったといえよう。

しかし、一八世紀半ば以降、内末寺と内末寺のあった皮多村は、正規の僧侶を置き独自に宗旨手続きを行いたいとの訴願、あるいは寺号の「上様御帳面への付落・付洩」を訴えて公式の寺号下付を求める訴訟を旺

盛にくり広げ、元禄期に確立した体制に、一石を投じていくことになる。

3 水利と山野

溜池と井堰

近世の農民にとって、農業用水の確保は、主要作物である稲の生産に欠くことのできない重要な生産条件であった。とくに神戸地域の村々は、急勾配の地形と地質の関係上、干害に悩まされることが多いため古くから田畑の灌漑用として溜池を設けることが行われてきた。近世の早い例としては、八部郡池田村に、村民が池を築造する際に取り交わした慶長六年（一六〇二）の連印証文が残されている。

また延宝検地の際、有馬郡唐櫃村では池床六カ所、水掻池二〇カ所が登録されており、八部郡中村でも、谷池五カ所、水掻池一五カ所が登録されている。このことは、一七世紀後半にはすでに、多くの溜池や水掻池が造られていたことをうかがわせる。唐櫃村の六カ所の溜池は、すべて「往古」よりあったとだけ記されていて築造時期を確定することはできないが、中村の五カ所の池は、表32に示したように、慶長九年以降造られ始め、初期に築造された池ほど大きなものであったことがわかる。現在の修法ヶ原も、寛永年間に造られた「塩ヶ原池」の跡であり、宇治野村には、万治年間に造られた那古

表 32 八部郡中村の池床

名 称	築 造 年	池床面積
大田谷池	慶長9年(1604)	4.5.00 <small>反 畝 歩</small>
城谷池	寛永6年(1629)	1.2.00
小谷池	正保3年(1646)	6.18
古池	万治2年(1658)	3.00
清水谷池	寛文4年(1664)	1.18

資料:「山田家文書」

池と呼ばれる、東西四三メートル、南北二九メートルほどの池があったという。

これらの溜池は、近代以降耕地の宅地化が進むにつれ、漸次埋め立てられたため、現在、市域における溜池の全容を知ることができない。しかし、宝暦八年（一七五八）、白川村には溜池五四、自分池七〇があり、花熊村には、明和二年（一七六五）に大小一〇を超える池、生田宮村には二三の池があったことなどから、近世における溜池の多さが知られよう。

溜池には、一村限りが使用する池のほかに、「立合池」と呼ばれる、数カ村共同で利用するものもあった。たとえば中庄には、池田村・東尻池村・西尻池村の三カ村が共同利用する池があったが、寛永九年（二六三二）に行われた分水のための談合では、一番水・三番水を東尻池・西尻池両村へ隔年に取り、中二番水を毎年池田村へ取ることを定めている。これら三カ村が共同で使う「立合池」（入会池）は、寛文八年（一六六八）に七カ所を数えている。

水利慣行をめぐって 市域の村々では、こうした溜池に水を貯えるために、六甲の山々から下る谷川の水を引いたり、川をせき止める井堰を設けたりしたが、川の利用や井堰をめぐって村と村とが激しく争

うことも少なくなかった。この点について、中庄の村々を例に、もう少しみてみよう。

中庄のうち、入会池を利用する池田村・東尻池村・西尻池村の三カ村に長田村を加えた四カ村は、古くから山々の谷川用水も共同で利用していた。寛永十八年四カ村のうち、尼崎藩支配下の長田村・東尻池村の二カ村が荊藻川の水をせき止めて新しく池を造ったため、池田村・西尻池村に水が来なくなるという事件が起こった。池田村は旗本蒔田氏、西尻池村の大半は杉原氏の支配下である。両村はまず、相手方の領主である

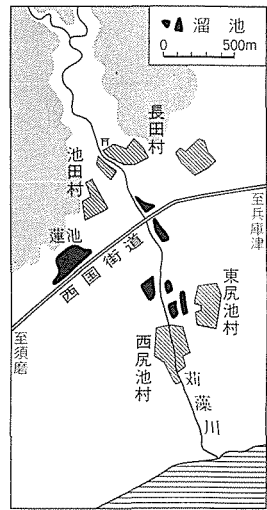


図8 刈藻川付近水論関係村々位置図

きないという事態を招いている。水をめぐる争いは、農民の切実な要求を背景としているだけに、初期の水論ではこのように、支配違いの村々が領主を巻き込んで対立する場合もあり、近世幕藩体制下の村としてのいわば新しい枠組が模索されたことがわかる。

この争論そのものの結末はわからないが、同じ寛永十八年に起こった、尼崎藩支配下の村と旗本領の村との水論は、地元で結着がつかず、最終的には江戸まで行って争われた。この水論の発端は、尼崎藩領の駒ヶ林村が、同じ尼崎藩支配下の板宿村内に新たに溜池を造ったことである。ところが板宿村は、旗本長谷川氏の支配する野田村の川上に位置していたため、川下の野田村に川水が来なくなってしまう。そのため、用水を妨げられた野田村は、駒ヶ林村を相手どり、京都奉行所や伏見奉行所にまで訴えてみたが解決できず、とうとう翌年、江戸まで訴え出た。そしてようやく、野田村はその主張が認められ、裁決では、駒ヶ林村が以後用水を妨げない旨の約束手形を野田村に渡すよう命ぜられて落着いている。

ついで寛文八年、今度は谷川の上流にあたる長田村が川下の池田村へ通じる谷川用水をせき止めたことか

尼崎藩青山氏に窮状を訴え出たが、青山氏がまったくこれを受け付けなかったため、次に幕府郡代に訴え、ようやく裁判役所で公事として争われる運びとなった。ところが、その過程で、尼崎藩主青山幸成が郡代に向かって「自分が代わって公事相手になる」と威嚇的な申し出をしたために、郡代が裁許で

ら争いが起こっている。この時は池田村の方でも、東尻池村、西尻池村の加勢を得て、三カ村二人の人数をもって直接井堰を切り流し、用水を従来通り自分たちの方へ通すという実力行使に出た。この事件は、結局長田村の方が詫びることで落着いたが、水をめぐる争いが時には、村落間の激しい喧嘩となることもあった。

元禄十四年（一七〇二）の、尼崎藩領板宿村と旗本長谷川氏支配下の野田村との水論もその一つである。これは、板宿村が野田村に流れる川水の井堰を上げて、自村の溜池に水を引いたことに対し、野田村の方も板宿村へ通じる井堰を切り流すという報復行為に出たものであるが、この時、双方の村民が大勢出合って衝突し、激しい喧嘩となった。

このように水論は、時に領主を巻き込み、時に農民間の実力行使や激しい喧嘩を引き起こすなど、深刻な局面に至ることもあった。そのため、領主の異なる支配違いの村と村との争いには、寛永期からすでに幕府の役所が裁判・調停にあたってきた。また一領内においても、新たに池の築造を願い出る村があると、あらかじめその村から、領内の他の村々の用水を妨げない旨の一札をとるなど、総じて、一七世紀末頃までの水論に対して、領主側の関与はかなり大きかったと思われる。いずれにしてもこうした争論を経て、次第に近世村落としての水利慣行が形成されてきたといえる。

そして、一八世紀後半以降の記録を見ると、新池の築造や水利用をめぐる訴えの多くは、利害関係のある用水組合の庄屋に宛てて提出されているものが多く、水をめぐる争いが次第に、用水組合を中心とした、村落間の自律的解決の方向に向かったことがうかがわれる。

明石郡の 明石郡では、印南野台地の開発に伴って、新たな溜池の造成が進められるとともに、郡南部段掘割開削 丘上の水の乏しい地区(ほとんど明石市域)の用水路開削工事も、一七世紀半ば以降、本格的に取り組まれた。

まず万治元年(一六五八)四月、明石郡黒田村を水の取入口として、明石川の水を鳥羽村(明石市)の溜池まで通すという林崎の掘割が完成した。これは、前年の明暦三年に、鳥羽村のほか和坂村、林村、東松江村、西松江村、藤江村など六カ村の庄屋達が相談し、明石藩主松平忠国に願い出て許可されたものである。掘割は、長さ二九五六間(約五三七四メートル)幅五尺(一・五メートル)という規模で、明石藩ではその後、掘割修理のために、毎年人足一千人分の扶持を与えることとしている。

ついで寛文十一年には、明石藩東浦辺組村々の用水として、伊川谷の皆発村から太寺の新池まで水を引く、いわゆる伊川谷掘割三〇九二間が完成した。この掘割工事についての見積書によれば、工事は、(1)井口・井関の工事、(2)築堤を伴う掘割工事、(3)「切かき溝」と呼ばれる掘割のみの工事、の三種に大別されており、とりわけ井口・井関の工事には坪当たり一〇人と、多くの人足が必要とされている(表33)。人足延べ人数八四六七人、要する樋板九〇枚、溝床となる田畑は一町八畝四歩にのぼっている。さらに、掘割の維持・修復のために、白水村・生田村・井出村・太寺の庄屋が連名で、生田村の松

表 33 伊川谷掘割工事の見積り

工事内容	長さ	坪数	坪当り人足	
			人	人
井口・井関	14	16.7	167	10
築堤・掘割	489	1,392.9	4,179	3
切かき溝	2,589	1,648.2	4,121	2.5
計	3,092	3,057.8	8,467	

(注) 樋板90枚、溝筋引地1町8畝4歩。
資料：「伊川谷掘割土地改良区文書」

山二反と長坂村の松山七反を「掘割林」として設定してほしいと、藩に願ひ出た記録も残されており、不時の掘割修復のために必要な木材は、こうした「掘割林」から伐り出したものと思われる。

林崎の掘割が完成して、さらに五〇年を経た宝永五年（一七〇八）十月には、森田村、松陰村、金崎村、大久保町、笠八木村、八木村、東江井村、西江井村、東島村、西島村、森村、中尾村（いずれも明石市）など「水よはき村々」の早損田にも水を通じるため、前と同じ黒田村にもう一カ所新たな水の取入口を作り、林崎掘割の溝筋を拡張して送水し、平太口で分水する大久保掘割が完成した。この時新旧の分水口は、それぞれ三尺・六尺と定められたが、新掘割を利用する村々は「末代に至るまで少しも異変仕るまじく候」と、分水寸法を変更しない旨を誓約し、藩役人に連判証文を出している。

こうした水利事業は、農民のみならず領主にとっても、農業生産を安定させ、確実に年貢収取を実現するために不可欠のものであった。それ故に以後も、農民達は領主側の一定の援助を得ながら、溜池や掘割の修理、拡張を営々と続けていくのである。

中一里山 近世の農民にとって、山野もまた堆肥を作るための下草を刈り、牛馬を養い、薪を拾い、木の**争論** 実や山草を採取する場として、農業生産のみならず農民の生活そのものを支える上で、重要な

意味をもっていた。そのため、山野の権益をめぐる村と村との争いは、近世を通じて頻発し、とりわけ近世



写真 33 林崎掘割渠記碑

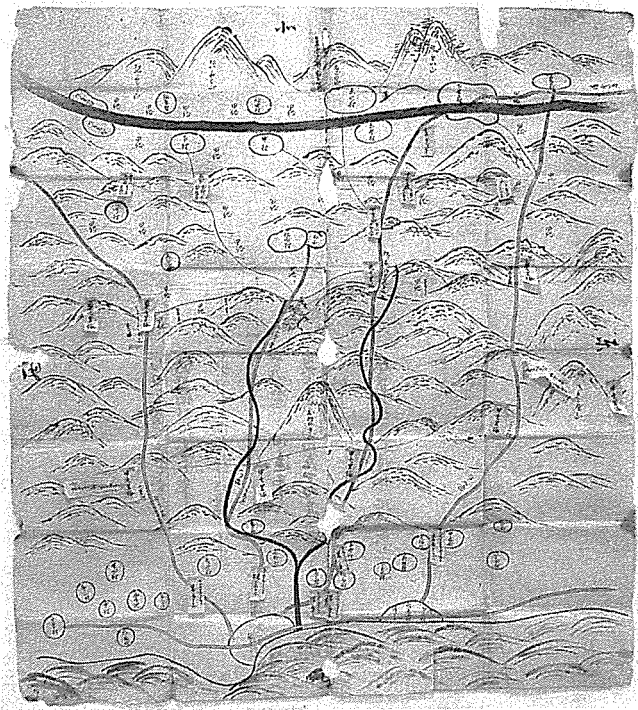


写真 34 慶長10年中一里山裁許絵図写

初頭には、農民間の激しい実力行使を伴うことさえあった。

慶長九年に起こった山田庄と兵庫・神戸近在村々との庄境入山をめぐる争論は、十一月十七日山で柴を採取していた兵庫近在の者に対し、山田庄側が庄境を越えて入山しているとして、鎌鉞を奪い、鞍を抑え、刈柴を焼き捨て、追い返したことに端を発している。その報復に今度は福原庄側が主唱して、兵庫津へ通じる各道を抑え、山田庄から運ばれる米・柴を阻止する実力行使に及んだため双方の衝突となり、重傷者を出す

大事件となった。山田庄側は奉行片桐且元に出訴し、且元は十二月十四日、制札を以て、中一里山への立入りを禁じ往来は通ずるよう命ずるとともに、翌年一月より審理にかかるよう相手方福原庄関係者に手配した。ところが、兵庫津と上庄ではそれぞれの代官の許可を得て入山したことから、再び山田庄側と衝突し、十

二月二十五日兵庫側は山田からの荷物を止め、翌十年一月十一日山田側も兵庫から有馬への継立てを、箕谷の茶屋で妨害する事件が起こった。

そして同二十日、大坂へ双方の関係者が事情を上申し、取調べのうえ、二月二日対決があつて、紛争の当事者は入牢、十三日には検使が実地を検分し、二月二十七日に且元による裁決が下されている。その内容は、庄境の山地に境の塚を定めて、麓から口一里・中一里・奥一里の三地带に分け、麓の口一里に当たる山は福原庄に付し、中一里の山からは山田庄域と確認したが、福原庄から山手を出して入会う慣行を認め、奥一里の山は山田庄単独の山とするというものであった。

ただ、制札以後の入山による紛争は、掟に背く行為として、入山を認めた代官は罷免のうえ知行地は没収、双方の首謀者は梟首という厳しい刑が行われた。

この中一里山への山手（入会料）を出して入会うという慣行は、山田庄の南に接する福原庄以外の庄園村々にも同様に行われたが、その後延宝の検地によって、この山手は検地帳に記載され、幕府の収納するところとなつている。

さらに、享保年間に起きた福原庄六カ村（北野村・中宮村・花熊村・宇治野村・神戸村・ニツ茶屋村）と、葺屋庄六カ村中の三カ村（生田村・熊内村・中村）との山論については、双方からの訴状、幕府の裁許状に加えて、幕府が派遣した検使役人の書いた、享保十年（一七二五）の「摂州菟原郡八部郡郡境并草山論所見分覚」があり、それらの内容から、享保期当時の論所検分の特徴を知ることができる。

この争論は、享保二年、八部郡福原庄六カ村と菟原郡生田村との山論に端を発し、さらに、福原庄と葺屋

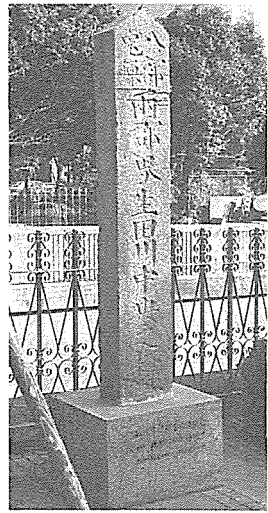


写真 35 八部・菟原郡
境碑

庄がそれぞれ生田川をはさんで対岸に位置し郡境を接していたため、必然的に郡境争論として発展することになった。

このうち郡境については、すでに文禄検地の際に「生田大川限」と定められていた。しかし、川幅の広い下流はともかく、上流へ行くと細い谷川になり、

それが文禄検地の際の郡境である「生田大川」に該当するか否か定かではないこと、また文禄期以降、周辺村々が生田川内に堤を築き、それぞれが新たに傍示を立てたりしたため境目がわかりにくくなっていったことなどもあいまって争いとなったものである。これに対して幕府は、享保二年当時の裁判役所であった京都町奉行所から大坂町奉行所へその管轄を移し、享保十一年裁許を申し渡した。それによれば、川幅も広く生田川であることが明瞭な「大井手」地点までは川の中央を郡境とし、それより上流については、検使役人の提出した「見分覚」に依拠して新たな郡境を設定した。また、双方が自分たちの村のものであると主張していた中一里山内の草山は、第一に、いずれの村々からも山元の丹生山田庄に山年貢を納めていること、第二に、所々に両庄から草山へ入る道筋があること、の二点を根拠に両庄の入会山であるとした。そしてその上で、絵図に墨で郡境、草山境を引き、加判の上双方に絵図を渡すことで落着した。

この山論で、最終的に裁許申渡しをしたのは大坂町奉行である。しかし、裁許に決定的な根拠を与えたのは、現地調査にあたった検使役人の「見分覚」であった。検使役人の主な役割は、争論となっている場所が

どちらの村方に属するのかを確定することであり、そこでは、事実として利用されていたか否かが重視された。たとえば、草山が入会山であるという裁許は、双方から山へ入る道があることが有力な根拠の一つとされたし、葺屋庄のものか福原庄が葺屋庄に貸したものであるかが争われていた「長谷池」という溜池の所属についても、実際に用水を引き利用している葺屋庄側に理があるとした。また、郡境に位置し、その帰属が争われていた松の太木についても、これを「七ヶ村村山の神の松」であると主張する福原庄側の主張は、「祠がなく神社の松とは思われぬ」との理由で否定された。山論が訴訟として法廷で争われる以上、絵図・証文などが証拠として用いられるのはもちろんである。しかし同時に、山や池、林や松が、その村と農民の生活に実際どれほど結びつき必要とされていたかも非常に重視された。おそらく、それを見極めることが、現地に派遣された検使役人の主要な任務の一つではなかったかと思われるのである。

こうして、幕府が山論に際して、各村の農業生産条件の確保・調整を眼目としたことは、とりわけ近世前期に顕著であり、このことは逆に農民側にとっては、訴訟を通じて、山野利用の権益が「裁許」という形で確定されてくることを意味していた。この点について、和田山をめぐる争いに即して、もう少し具体的にみておこう。

和田山争論

現在の和田山通・松原通あたりから吉田町あたりの海岸沿いの地域も、近世には和田山と呼ばれる、周辺村々の入会地であった。和田山は、その東側に兵庫津と御崎村が、西側に東尻池村が位置しており、和田山をめぐるこの三カ村の権益は、一七世紀半ばから一八世紀にかけて、争論という形をとって争われることを経て、次第に確定されてきた。

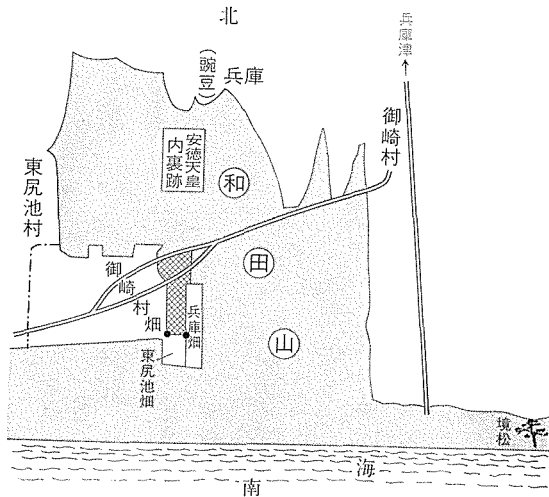


図9 和田山争論関係図(原図 争論立会絵図)

元来、和田山は一七世紀初めの、尼崎藩戸田氏の代から領主の御林山であったが、その利用については「東尻池分」として、東尻池村民が落葉や下草を処分する権限を有してきた。ところが、一七世紀半ば頃より御崎村が、和田山の松枝を採取したり、芝野に牛馬を放ったりするようになると、東尻池や兵庫の者たちがこれを差し止めるという形で争いが表面化し、ついに慶安元年(一六四八)、御崎村が和田山の利用を求めて出訴した。御崎村は旗本畠山氏支配の村であり、東尻池と兵庫は尼崎藩青山氏の支配下にあつたため、裁判は江戸の評定所で行われ、その裁決によって、翌二年「御崎村分」として同村の入会権が認められたのである。

さらに、兵庫津の入会権が確定したのは、それから六十余年後の正徳三年(一七一一)のことである。これ以前からも兵庫津は、和田山の東側を「兵庫分」であると主張し、和田山全体を自分たちのものであるとする東尻池村と争っていた。こうした中で慶安四年、領主青山氏によって、和田山が従来通り(戸田氏の時と同様に)東尻池村のものであるとの裁決が申し渡され、争論はいったんは解決したかの如く思われた。ところが、東尻池村が幕府領に編入された直後の正徳元年、双方の争いは再び表面化し、兵庫側は京都町奉行所、

大坂町奉行所へと旺盛な訴訟運動をくり返し、ようやく江戸の評定所で採りあげられることになって、以後あしかけ三年に及ぶ村ぐるみの訴訟に発展していくのである。最終的には正徳三年、江戸での裁決で落着いたが、その結果は、和田山が従来通り東尻池村のものであることは確認されながら、他方兵庫津にも「下草入会」権が認められることになっている。こうした経過を見ると、近世的な入会慣行は、中世以来の慣行が単純に継続されたものではなく、むしろ近世前期の争論・裁許を通じて、確定されてきた面の方が大きいように思われる。

撰播国境入 山野の權益をめぐる村相互の争いの中でも、入会地や入会山の中に国境が設定されている場合、それはたちまち国境争論に発展する。寛文九年、撰津・播磨の国境で起こった争論は、

その典型的な事例である。

発端は、旗本蒔田氏の知行地である撰津国八部郡多井畑村と、明石藩領に属する播磨国明石郡垂水郷九カ村との間に起こった入会争論である。多井畑村と垂水郷は、入会山をはさんで撰播国境に位置し、古くから多井畑村が垂水郷に山年貢を出すことで、垂水郷内にある草山の一部を利用する権利を得てきた。ところが、当時、垂水郷のうち中山村・奥畑村の者たちが、多井畑村が従来利用してきた山域にまで入り込み、新田を開いたり植林をしたりして、多井畑村の入会山をじりじりと狭める状況がつづいていた。そこでついに、多井畑村が垂水郷九カ村を相手どって訴訟を起こしたのである。

多井畑村の要求は、侵犯され狭められつつある入会権を従来通りに保証してほしいということであったが、垂水郷九カ村は、従来の入会山の境を破って立ち入ってきているのは多井畑村の方であると反駁し、両者の

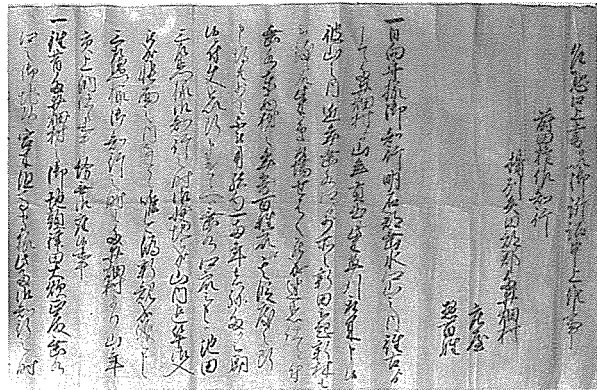


写真 36 多井畑村山論訴状写(部分)

主張は真向から対立した。

多井畑村は、当初、相手方である垂水郷を支配する明石藩に訴え出た。しかし、相争う双方の村の領主が異なる場合、調停権・裁判権を行使し得るのは幕府であり、この場合も結局、多井畑村はあらためて京都町奉行所に訴えを起こしている。ところが審理中の翌寛文十年五月、新たに転法輪寺・明王寺という二つの寺と東須磨村が、追いうちをかけるように、争論中の多井畑村を相手どり、訴訟に加わってきた。この両者の口上書の宛先は、いずれも「御検使御奉行様」となっていることから、当時係争中の多井畑・垂水郷の争いを裁くために実地検分に来ていた検使奉行らに、現地で直接に提出したものと思われる。

転法輪寺・明王寺は、多井畑村領内の山を寺の境内の一部であると主張し、東須磨村も、多井畑領内の山を従来から東須磨村も利用してきた入会山であると主張し、これらが多井畑村に押領されたと訴えた。このうち、東須磨村の言いは、垂水郷九カ村の返答の中でも正当な主張として取り上げられており、垂水郷九カ村と東須磨村が軌を一にして多井畑村と争っている状況がうかがわれる。

こうして争論は、村高三七〇石余の多井畑村一村に対して、結束した垂水郷九カ村と村高千石余の大村東

須磨村、それに二つの寺が対峙して争う三つどもえの様相を呈した。これに対して、京都町奉行所は、先に述べたように検使を派遣し実地検分を済ませた後の寛文十年六月、裁許を申し渡した。裁許は、京都町奉行兩宮対馬守、宮崎若狭守と京都所司代板倉内膳正の三人の名で出されており、結果は多井畑村の全面勝訴であった。すなわち、垂水郷九カ村の主張は「証拠たしかならず」との理由で退けられ、多井畑村は従来通りの入会権を認められた。また、転法輪寺・明王寺の申し分も証拠の不十分性から却下され、僧侶の身でありながら、領域を示す傍示を越えて多井畑村を押領したことは非分であるとされ過料を課された。また東須磨村との争論においても、多井畑村の申し分の方が「まぎれなし」とされ、東須磨村が入会山だと主張してきた山は多井畑一村のものであり、東須磨村より一切立ち入ってはならないと命じられ、同じく過料を申し付けられている。こうした裁許は、山境と入会場所に「墨を引き」印形を捺した絵図面に裏書きされ、争論の当事者に渡される。

こうして垂水郷九カ村と多井畑村との争論は、双方が立ち入る入会山の山域を確定することになったが、同時にそれは、摂津・播磨の事実上の国境を確定することにもなった。